

令和7年松前町告示第57号

松前町成年後見制度利用支援事業補助金交付要綱を次のとおり公表する。

令和7年4月1日

松前町長 田 中 浩 介

松前町成年後見制度利用支援事業補助金交付要綱

松前町成年後見制度利用支援事業要綱(平成18年1月1日施行)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「高齢者等」という。）であって、成年後見制度の利用に必要となる費用を負担することが困難であるものに対し、松前町成年後見制度利用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、成年後見制度の利用を促進し、もって権利の擁護を図ることを目的とする。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は、次に掲げる2種とする。

(1) 審判申立費用補助金 成年後見制度の後見、保佐及び補助開始の審判の申立て（以下「審判の申立て」という。）に係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等に関する費用（以下「審判申立費用」という。）を負担した者に交付する補助金

(2) 報酬助成補助金 成年後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬を負担した者に交付する補助金

(審判申立費用補助金の補助対象者)

第3条 審判申立費用補助金の補助対象者は、町内に住所を有している者又は法令等の規定により松前町が援護を行っている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 次に掲げる要件の全てに該当する者

ア 申立人が属する世帯の全員が市町村民税非課税であること。

イ 申立人が有する預貯金、現金、有価証券等の合計額（以下「預貯金等の額」という。）が審判申立費用に30万円を加えた額を下回っていること。

ウ 申立人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

(3) その他審判申立費用を負担することが困難であると町長が認めた者

(審判申立費用補助金の対象経費)

第4条 審判申立費用補助金の補助対象経費は、次に掲げる費用（家庭裁判所が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）に対しその費用の全部又は一部について負担すべき命令をしたものを除く。）とする。

- (1) 切手購入費用
- (2) 収入印紙購入費用（登記の嘱託及び申請に係る手数料を含む。）
- (3) 診断書の作成費用
- (4) 本人の判断能力の程度を判断するための鑑定費用
- (5) その他町長が必要と認める費用

(審判申立費用補助金の補助金額)

第5条 審判申立費用補助金の補助金額は、前条各号に掲げる費用の額とする。

(審判申立費用補助金の申請)

第6条 審判申立費用補助金の交付を受けようとする者は、成年後見制度利用支援事業補助金（審判申立費用）交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、当該審判が確定した日の翌日から起算して90日以内に町長に提出しなければならない。ただし、期日までに提出できないやむを得ない理由があると町長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 家庭裁判所に提出した後見、保佐、補助開始等申立書の写し
- (2) 審判書謄本の写し
- (3) 審判確定が分かる書類
- (4) 保佐又は補助の場合にあっては、代理権が付与されていることが分かる登記事項証明書
- (5) 第4条各号に掲げる費用の額が分かる書類
- (6) 審判確定後に家庭裁判所に提出した財産目録等の写し
- (7) 四親等内の者が申請する場合にあっては、成年被後見人等との続柄が分かる書類の写し
- (8) 第3条第2号又第3号に該当する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 資産等申告書（審判申立費用補助金）（様式第2号）
 - イ 町民税非課税世帯であることが分かる書類の写し

(報酬助成補助金の補助対象者)

第7条 報酬助成補助金の対象者は、町内に住所を有している者又は法令の規定により本町が援護を行っている者であつて、次のいずれかに該当するものとする。ただし、報酬助成補助金対象者の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹が当該補助対象者の成年被後見人等となっている場合を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 次に掲げる要件の全てに該当する者

- ア 報酬助成補助金対象者の世帯の全員が市町村民税非課税であること
 - イ 報酬助成補助金対象者が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額（以下「預貯金等の額」という。）が、成年後見人等報酬に30万円を加えた額を下回っていること
 - ウ 報酬助成補助金対象者が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと
- (3) その他成年後見人等への報酬を負担することが困難であると町長が認めた者（報酬助成補助金の補助金額）

第8条 報酬助成補助金の補助金額は、次に掲げる額を上限とする。

- (1) 成年被後見人等が居宅で生活している場合 成年後見人等1人当たり月額28,000円
- (2) 成年被後見人等が施設等に入所している場合 成年後見人等1人当たり月額18,000円

2 前項第2号に規定する施設等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設
 - (2) 医療法（昭和23年法律205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
 - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設
 - (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
 - (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を提供する施設、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護保険施設及び第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する施設
 - (6) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第3条に規定するのぞみの園
 - (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を提供する施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助を提供する施設及び同条第28項に規定する福祉ホーム
 - (8) その他町長が認める施設
- （報酬助成補助金の申請）

第9条 報酬助成補助金の交付を受けようとする者は、成年後見制度利用支援事業補助金（報酬助成補助金）交付申請書兼請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、当該成年後見人等に対する報酬付与の審判が行われた日の翌日から起算して

90日以内に町長に提出しなければならない。ただし、期日までに提出できないやむを得ない理由があると町長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 報酬付与審判書謄本の写し
- (2) 家事審判申立書及び添付資料の写し
- (3) 現況報告書（様式第4号）
- (4) 預金通帳の写し
- (5) 第7条第2号又は第3号に該当する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 資産等申告書（報酬助成補助金）（様式第5号）
 - イ 町民税非課税世帯であることが分かる書類の写し
- (6) 成年後見人等が代理申請をする場合にあつては、登記事項証明書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、成年後見人等であつた者もすることができる。

（交付決定）

第10条 町長は、第6条又は前条の交付申請書兼請求書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し松前町成年後見制度利用支援事業補助金支給決定通知書（様式第6号）により、不適當と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

（指導監督）

第12条 町長は、補助事業の実施に関して必要に応じ、補助事業者に対し、検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があつたとき。
- (3) その他補助事業の実施について不正の行為があつたとき。

（書類の整理及び保管）

第14条 補助事業者は、補助事業の関係書類を整理し、補助金の交付決定があつた日から起算して5年間保管しなければならない

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。